

北海道選挙管理委員会告示第47号

令和5年6月1日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

令和5年6月2日

北海道選挙管理委員会委員長 石 塚 正 寛

1 選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数

50分の1の数	88,653
3分の1の数	654,079

2 北海道議会議員の選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

札幌市中央区	71,061	根室市	6,749
札幌市北区	80,650	千歳市	27,301
札幌市東区	74,568	滝川市	11,114
札幌市白石区	61,789	登別市	13,138
札幌市厚別区	36,198	恵庭市	19,725
札幌市豊平区	65,412	伊達市	9,369
札幌市清田区	31,177	北広島市	16,394
札幌市南区	38,987	北斗市	12,572
札幌市西区	62,601	空知地域	46,422
札幌市手稲区	39,924	石狩地域	21,660
函館市	71,473	後志地域	24,002
小樽市	32,097	胆振地域	14,280
旭川市	93,687	日高地域	17,593
室蘭市	22,861	渡島地域	24,052
釧路市	46,620	檜山地域	9,631
帯広市	46,920	上川地域	34,881
北見市	32,687	留萌地域	12,066
岩見沢市	22,356	宗谷地域	7,804
網走市	9,643	オホーツク東地域	15,961
苫小牧市	47,723	オホーツク西地域	18,079
稚内市	9,072	十勝地域	46,618
江別市	33,935	釧路地域	16,243
名寄市	7,518	根室地域	12,949

3 北海道の方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域ごとの選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数

北海道警察函館方面本部管轄区域	50分の1の数	7,179
	3分の1の数	119,640
北海道警察旭川方面本部管轄区域	50分の1の数	10,450
	3分の1の数	153,743
北海道警察釧路方面本部管轄区域	50分の1の数	10,566
	3分の1の数	154,716
北海道警察北見方面本部管轄区域	50分の1の数	4,583
	3分の1の数	76,369